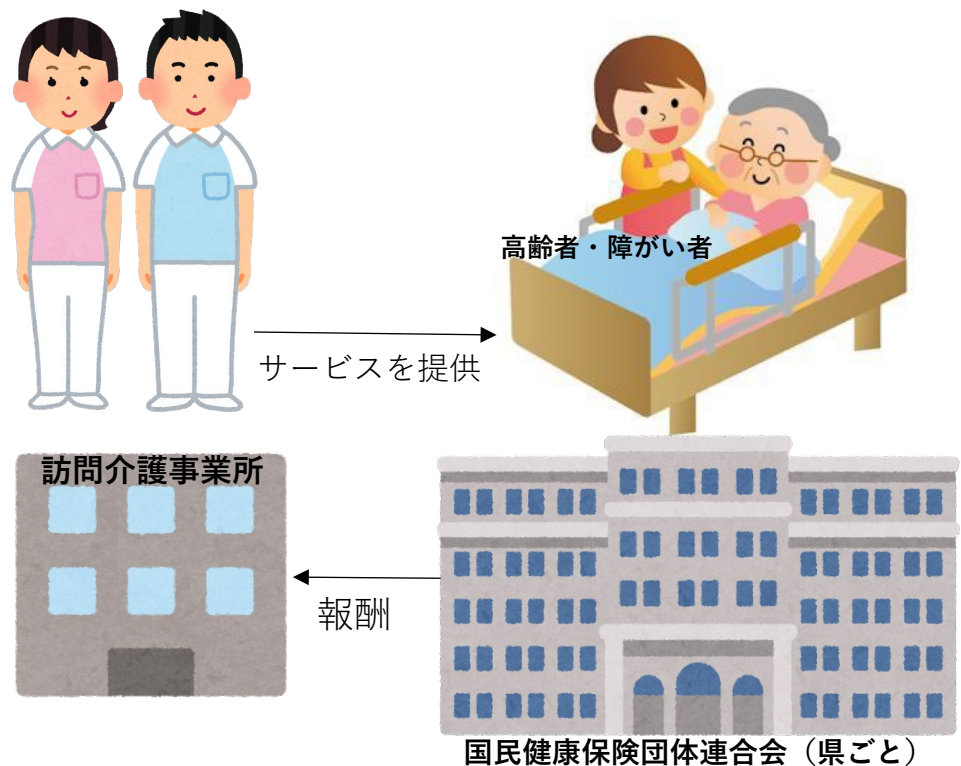
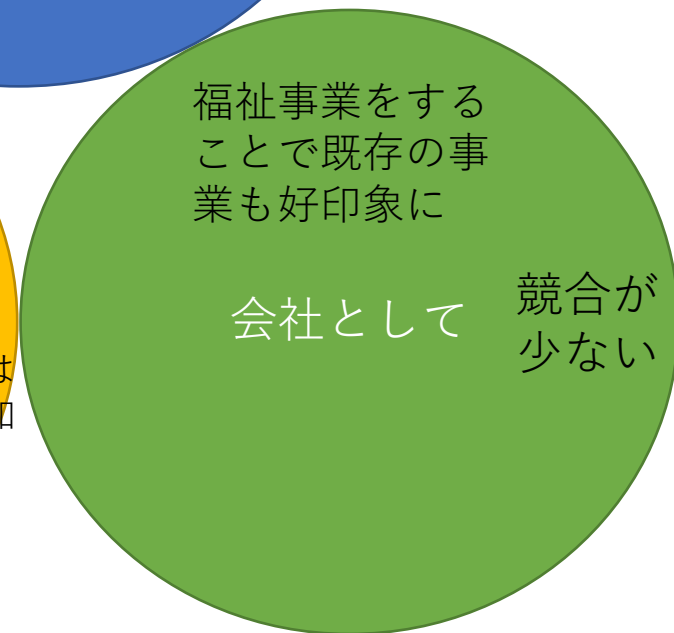
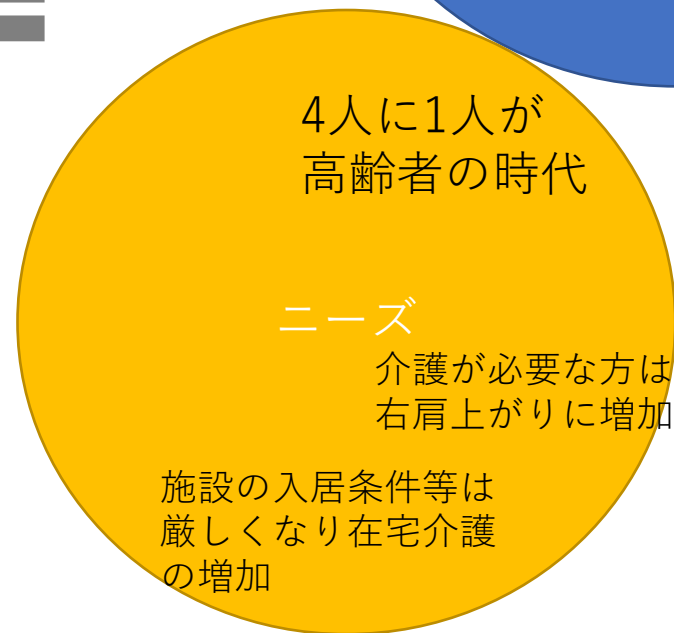
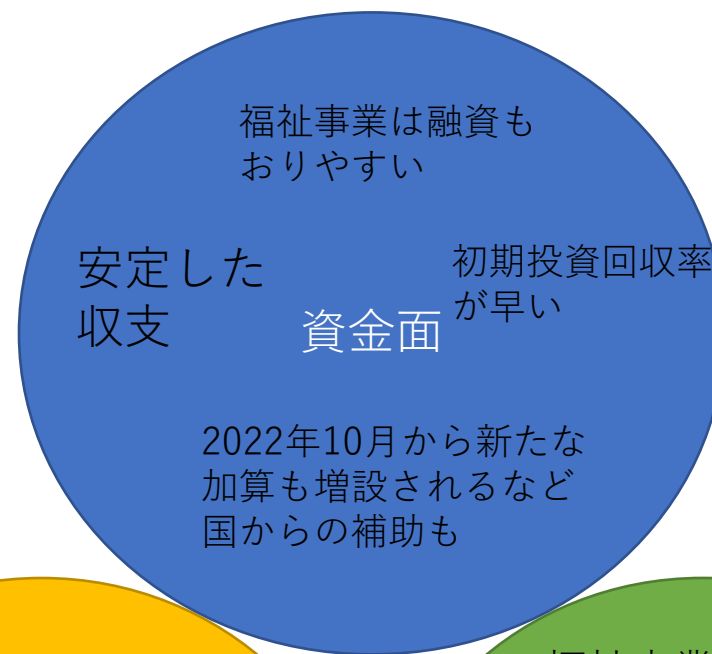


(株) RevActive訪問介護事業コンサル資料 (1)



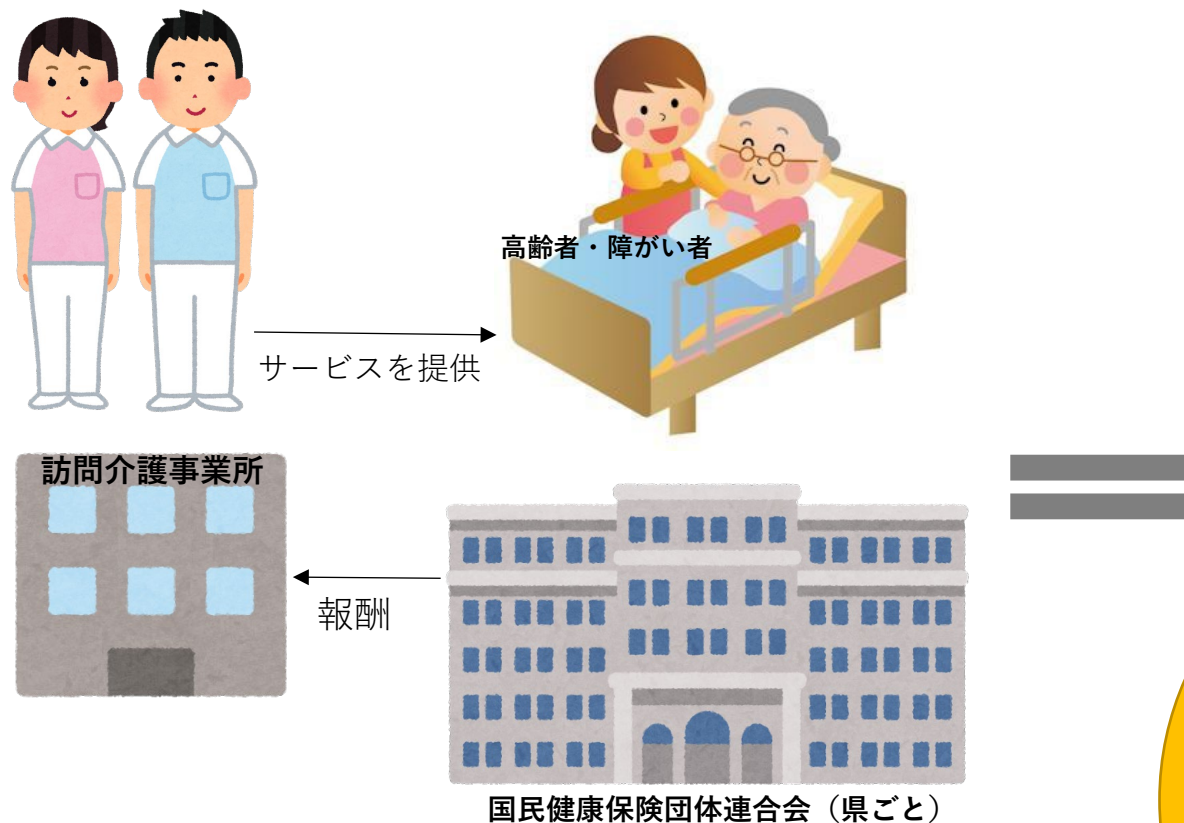
=



訪問介護のしくみ

高齢者や障がい者の方で、在宅で過ごされる方に対し、必要とされる介護を行い、その対価を国保連合会から報酬として受け取る。

(株) RevActive訪問介護事業コンサル資料 (1)



福祉事業は融資も
おりやすい

安定した
収支

初期投資回収率
が早い

資金面

2022年10月から新たな
加算も増設されるなど
国からの補助も

4人に1人が
高齢者の時代

指定難病も増え
障がい者が増加

ニーズ

介護が必要な方は
右肩上がりに増加

施設の入居条件等は
厳しくなり在宅介護
の増加

福祉事業をする
ことで既存の事
業も好印象に

会社として

競争が
少ない

夜間対応でWワーク
でも勤務可。人手不
足になりにくい

プラスの強み

24時間体制 & 医療行為もできる

ニーズに対して24時間体制で医療行為もできる事業所はかなり少ない

プラスの強みで他との差別化

とはいっても・・・

- ・ 事業開始前の指定申請が大変
- ・ 行政対応も必要
- ・ 書類など不備があると行政処分
- ・ 行政処分は最悪、返戻金や指定取消処分
- ・ 営業活動には知識も不可欠
- ・ 介護保険法を読み解いての判断なので正解がどこにも載っていない
- ・ ルールや提出物が多い
- ・ 加算を取得するにはなおさらルールや提出書類が増える



- ・ 指定申請書類作成
(約30項目)
- ・ 営業活動
- ・ 求人活動
- ・ 備品設置
- ・ 手数料納付
- ・ 事前協議準備
- ・ 必要資料作成
- ・ 処遇改善計画書の提出
- ・ 指定申請の作成
- ・ パンフレット作成
- ・ 計画書立案
- ・ 資金調達
- ・ 図面作成
- ・ 管理者確保

約4か月

事業開始

とはいっても・・・

これらをすべてカバー

- ・ 事業開始前の指定申請が大変
- ・ 行政対応も必要
- ・ 書類など不備があると行政処分
- ・ 行政処分は最悪、返戻金や指定取消処分
- ・ 営業活動には知識も不可欠
- ・ 介護保険法を読み解いての判断なので正解がどこにも載っていない
- ・ ルールや提出物が多い
- ・ 加算を取得するにはなおさらルールや提出書類が増える

